警察共済組合定款の一部変更について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、警察共済組合定款の一部変更を次のとおり公告する。

平成 25 年４月 25 日　　警察共済組合

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 25 年３月 13 日　　警察共済組合理事長　吉村　博人

第24条第１項の表１中「1,000分の7.63」を「1,000分の7.79」に改め、同項の表２中「1,000分の6.10」を「1,000分の6.23」に改め、同条第２項中「1,000分の15.26」を「1,000分の15.58」に改める。

第28条第２号中「1,685円」を「1,645円」に改める。

附則第６項中「1,000分の7.63」を「1,000分の7.79」に、「1,000分の6.10」を「1,000分の6.23」に改める。

別表（第３条関係）長野県支部の項中「字巾下692番地」を「字幅下692番２」に改める。

附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。

2　変更後の第24条の規定は、平成25年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。

3　変更後の附則第６項の規定は、平成25年４月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年３月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成 25 年３月 19 日　　警察共済組合理事長　吉村　博人

第21条の表傷病手当金附加金の項支給条件の欄中「その支給期間に係る給料若しくは俸給又は運営規則で定める仮定給料の全部又は一部を受けており」を削り、「１年間（組合員である間に限る。）」を「通算して６月間」に、「その支給期間に係る給料若しくは俸給又は運営規則で定める仮定給料の全部又は一部を受ける」を「傷病手当金附加金の支給期間に係る給料若しくは俸給又は運営規則で定める仮定給料の全部又は一部を受ける」に、「ただし、当該給料」を「ただし、支給を受ける当該給料」に、「22分の１に相当する」を「日額に法第68条第１項に規定する政令で定める数値を乗じて得た」に改め、「できるとき」の下に「又は退職老齢年金給付の支給を受けることができるとき」を、「障害共済年金の額」の下に「又は法第68条第６項に規定する退職老齢年金給付の額」を加え、「「障害共済年金日額」を「それぞれ「障害共済年金日額」又は「退職老齢年金給付日額」に改め、同項給付額の欄中「100分の60に相当する金額。」を「３分の２に相当する金額に法第68条第１項に規定する政令で定める数値を乗じて得た額に相当する金額（当該金額に50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上１円未満の端数があるときは、これを１円に切り上げるものとする。以下「傷病手当金附加金額」という。）。」に、「その」を「傷病手当金附加金の」に、「傷病手当金附加金の額より」を「傷病手当金附加金額より」に、「給料日額の100分の60に相当する金額から」を「傷病手当金附加金額から」に改め、「について障害一時金」の下に「の支給」を加え、同表災害見舞金附加金の項及び同表結婚手当金の項を削る。

附　則

1　この変更は、平成25年10月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第21条の表結婚手当金の項を削る変更規定は、平成26年４月１日から施行する。

2　変更後の第21条の表傷病手当金附加金の項の規定は、施行日以後に給付事由が生じた傷病手当金附加金について適用し、施行日前に給付事由が生じた傷病手当金附加金については、なお従前の例による。

3　施行日前に給付事由が生じた災害見舞金附加金の支給については、なお従前の例による。

4　附則第１項ただし書に規定する変更規定の施行の日前に給付事由が生じた結婚手当金の支給については、なお従前の例による。

警察共済組合役員の就・退職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項及び警察共済組合定款（昭和37年内閣総理大臣認可第372号）第６条の規定に基づき、警察共済組合役員の就・退職を次のとおり公告する。

平成 25 年４月 25 日

警察共済組合理事長　吉村　博人

就職　理事（常　勤）　江原　伸一

退職　〃　（　〃　）　青木　五郎

以上平成25年４月１日付

就職　理事（非常勤）　永井　達也

退職　〃　（　〃　）　松本　光弘

以上平成25年４月５日付

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年二月十九日

掲載頁　六十四頁（号外第三十一号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年二月十九日

掲載頁　五十六頁（号外第三十一号）

平成二十五年四月二十五日

東京都新宿区戸山三丁目一五番一号

（甲）株式会社グリーンキャブ

代表取締役　髙野　將弘

東京都中央区銀座三丁目三番一三号

（乙）東京駐車ビル株式会社

代表取締役　髙野　將弘

合併公告

当社（乙）は、合併により日立金属株式会社（甲、住所東京都港区芝浦一丁目二番一号）に権利義務全部を承継させて解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

平成二十五年四月二十五日

東京都台東区浅草橋一丁目二二番一六号

日立電線株式会社

代表執行役　髙橋　秀明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kenkou-pal.com

（乙）http://www.homeosu.jp

平成二十五年四月二十五日

東京都千代田区神田小川町三丁目二八番地七

（甲）株式会社健康プラザパル

代表取締役　篠原　ザ　潔

東京都西東京市泉町一丁目五番八号

（乙）株式会社ホメオス

代表取締役　井川　芳久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年四月十八日

掲載頁　五十頁（号外第八十四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年四月二十五日

東京都世田谷区成城六丁目一九番二二号

（甲）株式会社サンドリーム

代表取締役　渡辺　徹

東京都世田谷区成城六丁目一九番二二号

（乙）有限会社ティー・アイ企画

代表取締役　渡邉　徹也